

令和 8 年度
中小企業経営力強化推進支援制度
【公募のご案内】

○申請書類の受付期限

申請：令和 8 年 5 月 1 日～令和 8 年 10 月 31 日

認定アドバイザーより申請フォームをご案内致します。

ご相談等に関しては公式サイトよりお問合せください。

URL：<https://sb-ps.jp/>

※申請書類は受付期限内に必要な書類がすべて揃わなければ受け付けられません。

申請書類は、当協会に到着した順に内容を確認し、不備・不足が無い事を確認できたものから各所項目の確認を行いますので、日程に余裕をもって送付してください。

※申請受付期限内でも、予算額に達し次第、受付を終了する場合があります。

○決定通知後の申請書類の提出方法

本制度採択となった支援対象事業者に「中小企業経営力強化推進支援制度」の申請書類のデータを当協会が指定する宛先へ送付いただきます。

○お問い合わせ

一般社団法人中小企業振興支援協会

TEL 03-6457-5845 FAX 03-6457-5846 (受付時間 平日 10 時～18 時まで)

目次

重要説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

給付型支援制度の目的・・・・・・・・・・・・4

申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

申請から支援金支払いまでの流れ・・・・・・・・6

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項・・7

その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

「重要説明事項」（申請にあたっての注意点）

中小企業経営力強化推進支援制度（以下「本制度」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願い致します。

1. 本制度は中小企業振興支援協会（以下「当協会」）が設立した支援制度となり一般企業が行う民間給付型支援金です。
国や自治体が財源の支援金とは異なりますのでご注意ください。採択された申請者に対して、支援金が交付されます。
2. 本給付型支援の交付を受けようとする支援金の対象事業者（以下「支援対象事業者」）は、導入前に電子申請又は郵送より申請を行ってください。申請後、採択が決定されると「決定通知書」が送付され支援金の対象としての実施が正式に認められます。
3. 本制度には支援金支給の条件がございます。

当協会では、中小企業経営力強化推進支援制度を通じて、中小企業の持続的な成長および競争力の強化を目的とし、経営基盤の強化や生産性向上、新たな事業展開等に取り組まれる事業者の皆様に対し、支援を行っております。本給付型支援は、単なる経費補助にとどまらず、中小企業が主体的に取り組む経営力強化の実践や、その過程で得られる知見・成果を評価し、今後の支援施策の質的向上や制度設計の基礎資料として活用することを目的としています。そのため、経営力強化に取り組むに至った背景や目的、取り組みを通じた意識や経営状況の変化、今後の事業展開の方針や課題等について調査を実施し、得られた情報を蓄積・活用してまいります。申請にあたっては、本制度の趣旨および内容をご理解いただき、取り組み後の成果や実績についてご報告・共有いただける事業者の皆様を対象とさせていただきます。

個人情報取り扱いと使用目的

・当協会に提出された申請者の個人情報については、当協会で保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

①本制度の適正な執行のために必要な連絡

②その他本制度の遂行に必要な活動

・また、当協会は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請者の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

①当協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

③個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当協会所定の方法に基づき対応致します。具体的な方法については、個別にご案内します。

（下記受付窓口までお問い合わせください。）

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：中小企業経営力強化推進支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845 | Eメールアドレス：info@sb-ps.jp

本制度の目的

中小企業経営力強化推進支援制度は、当協会が実施する支援制度であり、中小企業の持続的な成長および競争力の強化を目的としています。経営基盤の強化や組織体制の整備、事業戦略の見直しなどに取り組む中小企業を対象に、その取り組みの継続的な実践と発展を支援することで、企業価値の向上を目指します。

本制度では、経営計画の策定・見直し、業務プロセスの改善、人材育成、組織運営の強化、新たな事業領域への挑戦など、経営力強化に資する継続的な取り組みに対して支援金を支給します。

本支援は単なる経費補助ではなく、企業が主体的に行う経営力強化の実践そのものを評価する給付型の支援であり、今後の支援施策の質の向上や制度設計の基礎資料として活用することを目的としています。

対象となる事業者には、当協会が認定する専門アドバイザーによるガイダンスを受けていただき、経営課題の整理や改善策の検討、取り組みの方向性について理解を深めていただきます。

また、経営力強化に取り組むに至った背景や目的、取り組みを通じた意識や経営状況の変化、今後の事業展開の方針などについて調査を行い、制度運用および支援施策の改善に役立ててまいります。制度の実施後には、取り組みの経過や成果についてご報告いただき、その内容をもとに効果や課題を整理・分析することで、今後の制度運用および中小企業支援施策の高度化に活用してまいります。

本制度は、中小企業の継続的な経営力強化を支援するとともに、その実践から得られる知見を広く共有することで、持続可能な企業活動の実現に向けた基盤づくりを推進するものです。

申請スケジュール

申請期間：令和 8 年 5 月 1 日～令和 8 年 10 月 31 日

支援対象期間：令和 8 年 5 月 1 日～令和 9 年 10 月 31 日

支援対象期間 【支援対象となる実施、支払い等を行う期間】 1 年間

本制度の対象事業者

本制度の対象は、経営力の強化および持続的な事業運営に向けた取り組みを行う意思を有する中小企業者とし、本制度の趣旨を理解し、認定アドバイザーによるガイダンスを受けながら、経営課題の整理や改善に向けた取り組み、必要な知識の習得や情報収集等を行い、自社の経営基盤の強化に継続的に取り組む姿勢を有する事業者を対象とします。

具体的には、以下のような事業者が対象となります。

- ・自社の経営基盤の強化や事業運営の改善に取り組みたいと考えている中小企業者
- ・経営戦略の見直しや組織体制の強化、人材育成等を通じて、持続的な成長を目指す意思を有する事業者
- ・認定アドバイザーによるガイダンスを受け、制度の趣旨に沿った取り組みや改善活動に主体的に参画できる事業者
- ・取り組み後に、実施内容や成果、経営上の変化、今後の方針等についての報告や調査に協力できる事業者
- ・その他、当協会が制度の目的に照らして適当と認める事業者

本制度の対象経費

中小企業経営力強化推進支援制度は、中小企業における経営基盤の強化および持続的な事業運営の実現を目的として、経営に関する知識の習得、情報収集、事業運営の見直しや改善策の検討などの取り組みを支援する制度です。その一環として、経営課題の整理や改善に向けた方向性の明確化を図るため、当協会が認定するアドバイザーによるガイダンスの受講や、取り組み内容の整理・報告等に対して支援金を支給します。本制度では、経営に関する理解を深める段階から、実際の取り組みの実践およびその成果の整理・報告に至るまで、段階的な取り組みを支援するため、以下の支援枠を設けています。

支援枠

経営力強化実践支援枠

当協会が認定するアドバイザーによるガイダンスを受講し、自社の経営課題の整理および改善に向けた取り組み内容をまとめた事業計画書を作成・提出した事業者を対象として、最大1,000万円の支援金を支給します。

本枠では、経営計画の策定・見直し、業務プロセスの改善、人材育成、組織体制の強化、新たな事業領域への展開など、経営力の強化に資する継続的な取り組みを支援対象とします。

なお、採択後は、当該事業計画に基づく取り組みを実施するとともに、実施状況および成果について報告を行うものとします。

申請について

本制度の利用にあたっては、当協会が認定する認定アドバイザーによるガイダンスを受けることを条件としています。申請および制度の利用は、認定アドバイザーによる案内および手続きに基づき行われるものとします。

認定アドバイザーとは

中小企業経営力強化推進支援制度における認定アドバイザーとは、対象事業者が本制度を円滑に活用し、自社の経営課題の整理および経営力強化に向けた取り組みを適切に推進できるよう支援を行う、当協会が認定した専門家を指します。

認定アドバイザーは、事業者の経営状況や課題認識を踏まえながら、経営改善や事業展開に関する基本的な考え方についてガイダンスを行い、本制度に基づく取り組みの方向性を明確化する役割を担います。

また、制度の趣旨や内容の説明、経営に関する情報提供および相談対応を行うとともに、事業計画書の策定支援や制度利用に必要な手続き、取り組みの進行管理についても適切な助言・支援を行います。さらに、取り組みの実施状況の整理や成果報告に関する助言等を通じて、事業者が制度の目的に沿った形で継続的に取り組みを進められるよう支援します。

これにより、本制度の適正な運用を確保するとともに、中小企業における経営力強化の実践を促進し、その成果や知見の蓄積・活用を通じて、持続的な企業活動の実現に寄与する重要な役割を担う存在として位置づけられます。

審査基準について

本制度の審査基準は以下の通りとします。

- ・当協会が実施する本制度の趣旨および内容をご理解いただき、制度実施後に実施する支援金調査レポートへの回答や報告等にご協力いただける方であること。
- ・当協会が認定するアドバイザーによるガイダンスを受け、本制度に基づく取り組みを実施した方であること。

注意事項

(1) 本制度は、審査があり、不採択になる場合があります。また、本制度遂行の際には自己負担が必要となり、支援金は後払いです。

(2) 実施後経過調査への協力

当協会は、実施状況や稼働状況について、交付決定の後、指定項目のレポート提出をお願いしております。

(3) 当協会が求める情報の提供に関する協力

申請者は、当協会が、必要な資料及び情報等を求めたときは、当協会の指定する期日までに当協会に対して提供することと同意した上で、本制度の交付申請を行うものとします。

なお、申請者は、認定アドバイザーを通じて、当該資料及び情報等を当協会に提供させることができるものとします。

中小企業経営力強化推進支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

申請者

中小企業経営力強化推進支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

申請書類について

申請書類一式は、電子申請又は郵送よりご提出ください。（持参は不可）

(1) 電子申請

- ・ 認定アドバイザーより申請フォームを送付します。各所内容に沿って記入してください。

(2) 郵送申請

- ・ 認定アドバイザーより申請書類を送付します。各所記載し、下記宛先まで郵送してください。

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：中小企業経営力強化推進支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845

- ・ 申請手続き後、採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。
決定対象事業者には決定通知書を合わせてお送りいたします。
※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

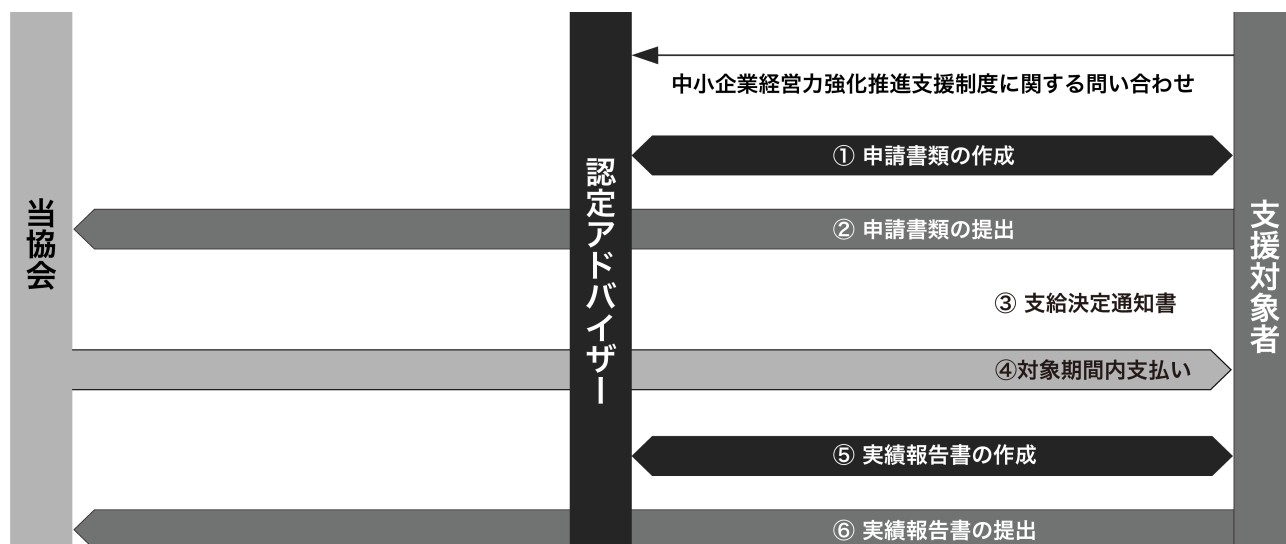
申請から支援金支払いまでの流れ

本制度の実施は、申請内容及び決定通知書の内容に沿って支援金レポートの送付及び実施を完了ください。

支援対象期間は翌月 1 日から起算して 1 年 を経過するまでの期間（本制度では、令和 9 年10月31日）とします。

（例）令和 8 年 5 月下旬に決定の場合

（支援対象期間は令和 8 年6月～令和 9 年6月末日）



支援金対応期間：令和 8 年 5 月 1 日～令和 9 年 10 月 30 日

※申請状況により、支給日が前後する場合がございます

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項

申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請者の負担になります。

申請書類を提出する者及び連絡担当者は、申請対象事業者本人に限ります。

提出された申請書類は、決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。

受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。また、申請書類は当協会に到着した順に内容を確認し、不備、不足が無いことを確認できたものから採択に向け各所項目の確認を行います。

（申請書類の到着順ではありません。）受付期限内でも予算額に達した時点で締め切る可能性があります。

締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備、不足のある申請書類は受け付けません。

支援金調査レポートに関する提出書類

支援金調査レポート

- ・認定アドバイザーより支援金調査レポートが発行されます

本制度調査レポートの項目を確認後不備・不足の無いよう記入下さい。

申請に必要な証明書類

本制度の申請にあたっては、認定アドバイザーによるガイダンスを受講し、所定の内容を修了していることを確認するため、証明書類をご提出いただく必要があります。対象事業者が制度の趣旨に基づいたガイダンスを受講したことを確認するため、認定アドバイザーが発行する書類を申請時にご提出ください。

【提出が必要な証明書類】

本制度の申請にあたっては、認定アドバイザーによるガイダンスの受講状況および経営力強化に向けた取り組み内容を確認するため、以下の書類をご提出いただきます。

① 研修終了報告書

認定アドバイザーによるガイダンス終了後に発行される書類であり、受講内容を証明するものです。

本書類には、次の事項が記載されています。

- ・受講者名（支援対象事業者名）
- ・ガイダンス実施日
- ・ガイダンス内容の概要
- ・認定アドバイザー名
- ・認定アドバイザーの所属または登録情報
- ・発行日
- ・認定アドバイザーの署名または確認印

② 事業計画書

本制度に基づき実施する経営力強化の取り組みについて、その目的、内容、実施体制および期待される成果等を記載した書類です。

事業計画書は、認定アドバイザーによるガイダンスの過程において提示される所定の項目および整理の視点に基づき作成するものとします。認定アドバイザーは、対象事業者の経営状況や課題を踏まえ、計画策定に必要な構成項目および検討事項を提示し、事業者はこれに基づき計画を取りまとめるものとします。

なお、事業計画書には、原則として以下の観点が含まれるものとします。

- ・現状の経営課題および背景
- ・取り組みの目的および方針
- ・具体的な実施内容およびスケジュール
- ・実施体制（担当者、役割等）
- ・期待される効果および成果指標
- ・今後の展開方針

これらの項目については一律の様式に限定するものではなく、事業者ごとの状況に応じて、認定アドバイザーの判断により追加または調整される場合があります。

その他

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、支援対象外となる場合があります。また、支援事業終了後に、当協会または関係機関の検査員等による実地調査を実施することがあります。当該検査の結果、制度の趣旨に反する事項や不適切な申請等が認められた場合には、支援金の返還等を求める場合があります。

暴力団等排除に関する事項

支援対象事業者は、支援金の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、又はこの約束に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 支援対象事業者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律 第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は当団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合
2. 支援対象事業者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしている場合
3. 支援対象事業者が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
4. 支援対象事業者が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

附則

この規程は、令和8年5月1日から施行し、この規定の前に施行前に生じた事項にも適用する。